

大平、金了解事項の(一)項は、民間コー
 レーションによる通商を可能にする
 友好的宣言事項であります。
 いまも指摘の日本から韓国(西)に対する
 フラント輸出の案件は、二千万ドルの
 低金利借款とは関係なく、自
 己らの案件はまだ許可してありま
 せん。

この中のものが実施せられるとすれば
(ハ) 更に該当する性質のものと解せられ
ます。

先程後宮に向はからお話しした
新堀銃工その他の件は、大平、金の
了解と関係なく行われたいものであり
ます。